

私道における整備委託のご案内

狭あい道路拡幅整備事業により、区が私道の拡幅整備工事を行うには、「整備委託工事申請」の手続きをしていただく必要があります。条件や提出書類等は下記の通りです。

1 整備委託工事の内容

- (1) L形側溝等を道路後退線に沿って移設します。
 - (2) 道路後退部分の舗装を影響範囲を含めて行います。
- ※区の工事は、**建築工事（外構工事）**後になります。

2 条件

- (1) 道路の種別 私道で建築基準法第42条第2項道路であること。
- (2) 後退幅が10cmを超えること。
- (3) 申請敷地と隣接する敷地の民境界が確定されていること。
- (4) 後退用地内の構造物等が全て撤去されること。（隣地との塀を含む）
- (5) 道路にL形側溝が設置されていること。また、アスファルトやコンクリートで舗装されていること。
- (6) 後退用地が接する私道所有者の承諾を得ること。（『4 私道所有者の承諾について』参照）

3 提出書類

建築工事竣工の2ヶ月前までに、下記の書類を提出してください。

- (1) 整備委託工事申請書（別記第4号様式）
整備委託工事申請書の下段の欄に、**後退用地が接する私道所有者の承諾が必要です。**
承諾が得られない場合は、自主整備となります。
- (2) 誓約書（別記第4号の2様式）

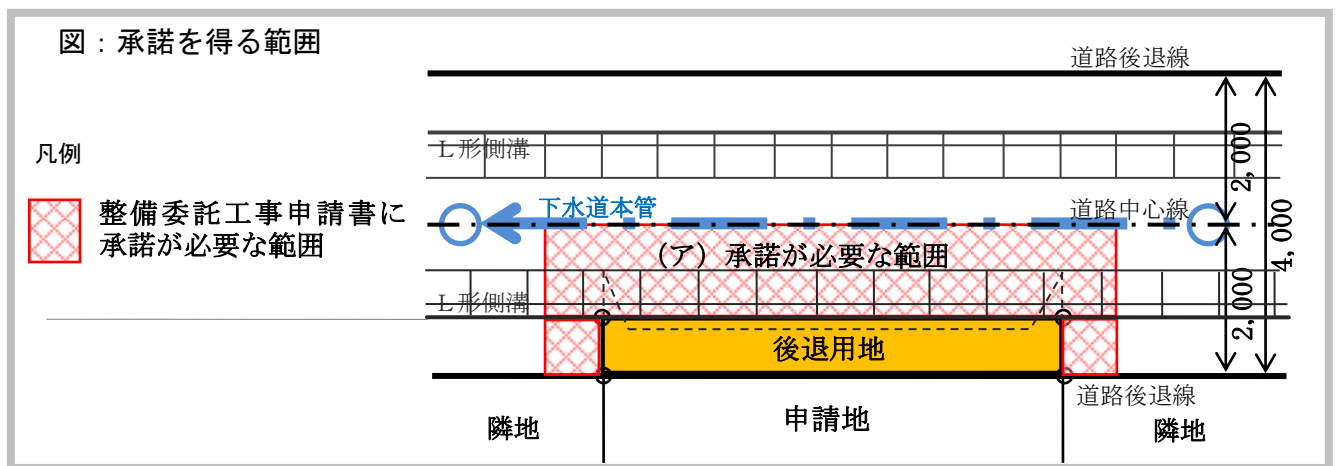
4 私道所有者の承諾について（下図参照）

ア【整備委託工事申請書に承諾が必要な範囲】

区の工事では、既存のL形側溝等を撤去し、道路後退線に沿って移設します。また、雨水の排水経路を適切に確保するため、隣地にまたがるL形側溝等とのすりつけを工事したり、雨水樹・汚水樹を下水道本管に接続する必要があります。よって、下図（ア）の範囲については土地所有者の承諾印が必要です。

イ【(ア)以外の範囲】

拡幅整備工事時には施工箇所の周辺は車両通行止めになり、工事車両の通行及び工事の作業帯として使用させていただく必要があります。そこで、拡幅整備工事に影響する範囲の土地所有者及び権利者に対して、区が拡幅整備工事を行うことを事前に伝え、同意を得てください。整備委託工事申請書に承諾は必要ありません。



※ 拡幅整備工事前に工事業者が、私道に接する住戸に『工事のお知らせ』を配布し、工事日程や工事の内容、車両の通行止め等について周知します。

5 整備委託工事後

後退部分の所有権は従来と変わりませんので、後退部分の維持管理はこれまでどおり土地所有者等で行ってください。また、後退部分は都税事務所へ申請することにより固定資産税・都市計画税の非課税の適用が受けられます。【問合せ先】目黒都税事務所（TEL03-5722-9001）